

ニジサクラブランド推進協議会設置要領

(設置)

第1条 山形県独自の大型マス「ニジサクラ」に係る関係者が一体となって、効果的に「ニジサクラ」のブランド化を進め、本県養殖業の振興と地域活性化を図っていくことを目的として、ニジサクラブランド推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ブランド化の方針・戦略の構築に関すること
- (2) プロモーションに関すること
- (3) ニジサクラの生産計画の策定に関すること
- (4) ニジサクラの名称利用に関すること
- (5) その他目標達成に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、別表に掲げる職にある者を充てる。

- 2 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の関係者に出席を求め、意見等を述べさせることができる。
- 5 協議会に監事2名を置き、会長が委嘱するものとする。

(部会)

第4条 協議会には、第2条第1号から第5号までに掲げる事項を検討するため、検討課題別に部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、部会長は会長が指名する。
- 3 部会長は、各部会を招集し、これを主宰する。
- 4 部会長は、ブランド戦略の推進のために必要であると認めるときは、部会員以外の関係者に協力を求め事業を実施することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、山形県農林水産部水産振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月8日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、大型マスブランド化検討会設置要領は廃止する。

【別表】

	所属	職名	備考
会長	山形県農林水産部	次長	
副会長	山形県内水面水産研究所	所長	
会員	公益財団法人山形県水産振興協会	業務執行理事	内水面関係団体
	柴崎養鱒場	代表	生産者（村山）
	岩魚屋	代表	生産者（最上）
	有限会社小玉川岩魚ランド	代表取締役	生産者（置賜）
	有限会社木川屋本店	代表取締役	生産者（庄内）
	山形県水産物卸売協会	会長	流通事業者
	山形県調理師会	副会長	料理関係
	山形県喫茶飲食生活衛生同業組合	副理事長	飲食店
	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	ホテル・旅館
	公益社団法人山形県観光物産協会	専務理事	観光関係団体
	米沢市産業部農政課	課長	市町村
	東根市経済部農林課	課長	市町村
	最上町農林振興課	課長	市町村
	小国町産業振興課	農林振興担当課長	市町村